

日弁連総合研修センター規則

(平成二十五年二月十五日規則第五百五十七号)

改正 平成二七年 二月一九日

令和 五年 八月一八日

(設置)

第一条 日本弁護士連合会（以下「本会」という。）に、日弁連総合研修センター（以下「総合センター」という。）を置く。

(目的及び任務)

第二条 総合センターは、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二条、会則第十二条及び倫理研修規程（会規第四十二号）第二条に規定する事項を実現するため、次に掲げる事項を行うことを任務とする。

一 弁護士の実務に関する各種研修の企画立案、管理及び運営

二 倫理研修規則（規則第五百一十一号）に規定する弁護士の綱紀及び倫理に関する研修の企画立案、管理及び運営

三 新規登録弁護士に対する研修の企画立案、管理及び

- 1 -

運営

四 弁護士に対する研修を担当する講師の育成並びに弁護士会及び弁護士会連合会への講師の派遣等の支援

五 本会、弁護士会及び弁護士会連合会が行う弁護士に対する研修に関する情報の収集、管理及び広報活動

六 研修受講者の記録の管理

七 前各号に掲げるもののほか、弁護士に対する研修の企画立案、出版、管理、運営等に必要な事項並びに弁護士に対する研修及び研修制度に関する出版、調査及び研究

2 総合センターは、前項各号に掲げる任務のほか、法令に基づき本会の研修を受ける者、法律事務所職員（当該職員を雇用する弁護士の指揮及び監督に服する者を含む。）及び会長が指定する者に対する研修に関する調査及び研究、企画立案、管理、運営等に必要な事項を行うことを任務とする。

3 総合センターは、前二項に規定する任務を行うに当たって、研修委員会と相互に連携するものとする。

(組織)

第三条 総合センターは、次に掲げる者及び幹事をもって構成する。

- 2 -

- 一 研修委員会の委員及び幹事である弁護士のうち会長が指名する者
- 二 本会の職員（弁護士である職員を含む。）のうち事務総長が指名する者
- 三 前二号に掲げる者のほか、会長が総合センターの活動に関し必要と認める会員
- 2 前項各号に掲げる者及び幹事の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 総合センターに、センター長一名を置く。
- 4 総合センターに、副センター長若干名を置くことができる。
- 5 センター長及び副センター長は、第一項に掲げる者の中から、会長が任命する。
- 6 センター長及び副センター長は、囑託とする。
- 7 総合センターは、必要に応じて、会長の同意を得て、第一項各号に掲げる者以外の者に幹事を委嘱することができる。
- 8 幹事は、センター長の命を受け、総合センターの議案の立案、整理、資料の収集及び調査、研究等をなすものとする。

（運営会議）

- 3 -

- 第四条 総合センターに、運営会議を置く。
 - 2 運営会議は、センター長が招集し、前条第一項各号に掲げる者をもって構成する。
 - 3 運営会議の議長は、センター長をもって充てる。ただし、センター長が出席できないときは、運営会議の構成員のうち、センター長の指名する者が議長の職務を行う。
 - 4 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 事業計画案の策定
 - 二 総合センターが計画する事業の承認
 - 三 次条第一項のチームが策定した特定の研修事業の企画の承認
 - 四 前三号に掲げるもののほか、第二条第一項及び第二項に規定する総合センターの任務を遂行するために必要な事項
- （チーム）
- 第四条の二 総合センターに、必要に応じてチームを置き、特定の研修事業の企画案の策定及び前条第四項第三号の承認を得た企画の実施を担当させる。
 - 2 チームは、総合センターの構成員の中からセンター長が指名する者をもって構成する。
 - 3 チームに、座長一名を置く。

- 4 -

- 4 チームに、副座長若干名を置くことができる。
- 5 座長及び副座長は、第三条第一項各号に掲げる者の中からセンター長が指名する。

(関連委員会との連携)

第五条 総合センターは、研修の企画及び実施に必要な協力を、事務総長の了解を得て、関連委員会に要請することができる。

(報告義務)

第六条 弁護士会又は弁護士会連合会が研修を企画し、又は行ったときは、その都度、その概要を総合センターに報告するものとする。

(予算)

第七条 総合センターの活動及び研修の企画及び実施に要する費用は、研修事業費から支出する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に日弁連研修センター規則（規則第八十二号）の規定によりなされた行為は、この規則の相当規定によりなされた行為とみなす。

附 則（平成二七年二月一九日改正）

- 5 -

第二条第二項及び第三条第二項から第六項までの改正規定は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（令和五年八月一八日改正）

1 第三条第一項各号列記以外の部分、第二項、第七項（新設）及び第八項（新設）、第四条第二項から第四項まで並びに第四条の二（新設）の改正規定は、令和五年八月十八日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日以後令和五年度中に選任される幹事の任期は、改正後の第三条第二項の規定にかかわらず、令和六年五月三十一日までとする。

- 6 -